

富山市教育委員会 6 月定例会 資料

富山市立図書館条例施行規則の一部改正について

[図書館]

(1) 趣旨

富山市立とやま駅南図書館、富山市立こども図書館が入居している富山駅前再開発ビル(C i C)の定めている休館日と、富山市立図書館条例施行規則で定めている休館日に乖離があるため、当該ビルの営業実態に合わせた休館日にするもの。

(2) 改正内容

富山市立とやま駅南図書館、富山市立こども図書館の休館日の変更

ア. (変更前) 毎月(3月及び12月を除く)の第3火曜日

(変更案) 毎月(8月及び12月を除く)の第3火曜日

イ. (変更前) 2月の第3水曜日

(変更案) 2月の第3火曜日の翌日

(3) 施行期日

公布の日

令和2年6月 教育委員会補正予算（追加提出分）総括表

【一般会計】

（単位：千円）

区分 予算科目(款・項)	補正前の額	今回補正額	補正後の額	備考
教育委員会 合計	16,124,279	118,000	16,242,279	
(款10)教育費	16,124,279	118,000	16,242,279	
(項2)小学校費	7,220,992	81,000	7,301,992	1 新型コロナウイルス感染症対策事業費 81,000
(項3)中学校費	3,809,137	32,500	3,841,637	1 新型コロナウイルス感染症対策事業費 32,500
(項4)幼稚園費	509,442	4,500	513,942	1 教材園具整備事業費 4,500

【新型コロナウイルス感染症対策事業費（小・中学校）】

小学校及び中学校における新型コロナウイルス感染症対策事業について

[教育総務課]

- (1) 補正額
- | | |
|-------------------------|----------|
| 小学校費 | 81,000千円 |
| 〔 財源内訳 国庫支出金 81,000千円 〕 | |
| 中学校費 | 32,500千円 |
| 〔 財源内訳 国庫支出金 32,500千円 〕 | |

(2) 事業目的

国の令和2年度第2次補正予算に計上された「学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援経費」を活用し、小・中学校において感染症対策を強化・徹底しながら、子どもたちの学びを継続的に保障するための対策を講じるもの。

(3) 事業内容

- ア. 感染症対策のための保健衛生用品（消毒液等）の追加購入
- イ. 教室における3密対策として、換気を徹底するためのサーキュレーター等の購入
- ウ. 密集を避けるため、空き教室等を活用した授業を実施するために必要となる備品（ホワイトボードやプロジェクター等のICT機器等）の購入 など

【教材園具整備事業費】

幼稚園及び認定こども園における新型コロナウイルス感染症対策事業について

[教育総務課]

(1) 補正額 4,500千円

(財源内訳 県支出金 4,500千円)

(2) 事業目的

富山県公立幼稚園教育支援体制整備事業費補助金を活用し、幼稚園及び認定こども園における新型コロナウイルス感染症対策を強化するもの。

(3) 事業内容

保育室や遊戯室内、散歩時の3密対策として、分散保育に必要な備品等を各園のニーズに応じて整備する。

(例) 室内用遊具の増設、散歩時に使用する大型ベビーカーの追加など

令和2年6月市議会定例会 一般質問の概要

- 1 会 期 令和2年6月11日（木）～24日（水）
- 2 概 要 2日間の一般質問において、7人の議員から質問があった。
質問者、答弁の概要は次のとおり。

（1）新型コロナウイルス感染症への対応について**①自由民主党 鋪田 博紀 議員（6月16日）**

（問）新型コロナウイルス感染症対策に関する学校及び保護者への情報提供や、学校現場から具体的な相談を受けられる体制づくりについて問う。

＜学校保健課：教育長答弁＞

（答）新型コロナウイルス感染症の影響により、本市においても、小・中学校は、3月3日から13日までと、4月13日から5月31日までを、臨時休業とした。

国の緊急事態宣言の解除等に伴い、6月からは学校を再開したが、今後、新しい生活様式のもと、感染症対策と児童生徒の学びの保障の両立を図ることが重要であると認識している。

本市の小・中学校の感染症対策については、まず、学校再開にあたり感染リスクを低減するため、国が示す基準等に基づき、登校や授業、給食時など学校生活の各場面での留意事項について「学校再開に向けたガイドライン」を作成し、各学校へ通知したところである。

一方で、新型コロナウイルス感染症については、未だ科学的に解明されていないことも多いことから、学校現場では、例えば、清掃や消毒などの具体的な方法など、判断に迷うことが多く、また、保護者の中には、子どもを登校させることに不安を感じる方もいる。

そこで、本市では、この感染症に関する学校での課題を持ち寄り、医療現場で得られている医学的知見や統計に基づき、適切な対策を検討し、推進するため、子どもの感染症に詳しい医師を中心に、保健所や学校、教育委員会等の職員で構成する「富山市立学校新型コロナウイルス感染症対策検討会議」を6月の学校再開前に設置したところである。

5月26日に開催した第1回の会議では、学校側からは、「学校現場では医療的知識に乏しいため感染症対策が十分か不安である」、医師からは、「過剰な対応を見直していくべき」などといった意見があった。

この会議を踏まえ、感染症に関して各学校や保護者が抱く疑問や不安について答えたQ&A形式のリーフレットを作成し、各学校や家庭に配付したほか、各学校のホームページに掲載したところである。

また、今後、この会議では、各学校からの相談事項を集約し、具体的に検討するとともに、その結果を順次発信していくこととしている。

市教育委員会としては、こうした取組みを継続していくことで、学校現場が適切な対策を行い、児童生徒が安心して学び、心身ともに健康な学校生活を送ることができるよ

う努めてまいりたいと考えている。

(問) 子どもの心と身体に与える影響を最小限にするため、子ども、保護者、教職員に対するケアが必要と考えるが、見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 新型コロナウイルスの感染防止に当たって、ソーシャルディスタンスの確保や活動の制限等は、児童生徒にとっては心理的負担を強いられることに加え、授業時数を確保するため、夏季休業を10日間に短縮することや学校行事の見直しなど、これまでとは異なる学校生活を送ることになり、児童生徒やその保護者、さらには、教職員においても、心理的、身体的なストレスは小さくないと認識している。

市教育委員会としては、まず第一に児童生徒の心のケアとして、

- ・生活アンケートを実施し、臨時休業期間中における生活状況や現在の不安等の把握に努める
 - ・気がかりなことが見受けられる場合は、学級担任等による面談を適宜実施する
 - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを積極的に活用する
- など、各学校に対して、組織的に対応するよう指導している。

また、児童生徒の身体的なケアとして、学校再開に向けて生活リズムを整え、学校生活に徐々に適応できるよう、5日間の分散登校期間を設けたほか

- ・今年度より全小・中学校の普通教室に配置したエアコンを効率的に使用することにより、適切な室温調整を行い身体的な負担の軽減を図る
- ・中学校における部活動の再開に当たっては、身体への負担の軽減や怪我等を防止するため、段階的に活動時間を長くしたり、活動の範囲を広げていく

などについても、周知を図っている。

次に保護者への対応として、

- ・学校再開に不安を抱く児童生徒及び保護者を対象とした相談会を開催する
- ・各学校に配置されたスクールカウンセラーによる面談やスクールソーシャルワーカーによる家庭訪問を実施する
- ・保護者の疑問や不安に答えるために、富山市立学校新型コロナウイルス感染症対策検討会議だよりや、給食の配膳時等の感染症対策に関するQ&Aを各家庭に配付する
- ・感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒については、指導要録上、出席停止扱いとし、欠席とはしない旨を通知する

など、様々な形で情報を提供することにより、不安等の軽減に努めている。

さらに、教職員については、自身が活動中に児童生徒へウイルスを感染させてしまうのではないかという不安を抱えている場合もあることから、

- ・各学校に「学校再開に向けたガイドライン」や感染症対策に関するQ&Aを配付し、感染予防について具体的な対応を例示する
- ・全教職員にフェイスシールドを配付し、例えば、英語の発音等の口元を見せたり、カウンセリングの時に表情を見せるなど、マスクを外しても児童生徒に安心して対応できるようにする

などに努めたところである。

(問) 授業準備や感染防止対策等、教員の負担軽減に地域ぐるみの協力を求めるなどの取組が必要と考えるが、見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 本市における新型コロナウイルス感染拡大の影響で、臨時休業が長期化したことにより、各学校においては、学習の遅れを取り戻すことが喫緊の課題となっており、さらには、感染予防のための消毒・検温等のさまざまな業務も増加していることから、教員の負担がますます大きくなっている。

このような状況の中、文部科学省では、教員が授業や子どもへの個別の指導に専念できるよう、緊急スクール・サポート・スタッフの予算を計上し、本市の小学校においても、既に配置されている5校に加え、61校に追加配置される予定となっている。

緊急スクール・サポート・スタッフの主な業務内容としては、

- ・パソコン入力事務やプリントの採点、印刷業務などの「教員の補助」
- ・消毒に係る業務や検温、その他新型コロナウイルス感染予防対策などの「養護教諭の補助」
- ・自主学習の監督、放課後補充学習の対応などの「児童生徒の活動補助」
- ・教員の授業のサポートや出張時の補充などの「授業補助」

などが挙げられ、これらの業務は教員の負担軽減につながると考えており、学校や地域の実情をよく理解し、信頼できる方にその職を担っていただくことが効果的であると考えている。

本来、緊急スクール・サポート・スタッフの配置は富山県教育委員会が行うが、市教育委員会としても、学校から、自治振興会等の地域の方々への協力依頼やPTAを通して保護者や保護者OBへの働きかけを依頼し、学校、地域、保護者と協力しながら、緊急スクール・サポート・スタッフの人材確保に努めているところである。

(問) 学習の評価方法について、実技を行うことが困難とされる体育・音楽等や季節に深く関わる授業の評価、高校入試に向けた学習保障等の課題解消への取組を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) これまで実施していた体育・音楽等の学習活動の一部には、飛沫感染の可能性が高く、学習が困難な内容がある。

そこで各学校では、

- ・体育科においては2m以上の間隔を空けて走る、体づくり運動においては間隔を十分に取ってストレッチ運動をするなど、可能な限り身体接触や近距離での活動を避けながら、運動量を確保する
- ・音楽科では、合唱や合奏を屋外等の広い場所で行う、リズム遊びや音楽鑑賞などのように個々で行う学習を優先して進める

など、学校の実情に応じて学習方法を工夫したり、学習内容を入れ替えるなどにより、適切に評価するように努めている。

季節に深くかかわる授業においては、体育のプールを使った水泳学習は今年度中止としたが、水泳の泳法について視聴覚教材で学んだり、救急救命士を講師に招き、救助法を体験するなどしている。また、春の草花のつくりを観察する学習では、教師が臨時休業中に撮影した写真や動画を見るなどの代替方法によって学習を進め、評価を行っている。

臨時休業期間中においては、各学校の教員が教科書とリンクさせたワークシートや学習プリントなどを家庭に配付したり、授業の動画を作成し各学校のホームページに掲載するなどして家庭学習の支援に努めた。

しかしながら、家庭における子どもたちだけでの学習では取り組み方に格差があったり、理解が不十分であったりすることから、臨時休業に伴い実施できなかった学習の保障については、中学3年生のみならず、すべての学年において、改めて4・5月に予定していた学習内容から授業を進めている。

さらに、本来、本年度の夏季休業の期間を7月23日から8月26日の35日間としていたが大きく短縮し、8月8日から17日の10日間としたり、行事を見直すなどしながら、授業時数の確保に努めている。

その評価に関しては、通知表の配付日を7月24日から8月31日に変更することで、1学期の学習期間を十分に設け、妥当性と信頼性のある各学期の評価となるように配慮している。

今後、富山県立高等学校入学選抜等に関する情報については、富山県教育委員会と連携し、変更点等があれば、速やかに学校を通じて生徒、保護者に情報を提供する。

②公明党 堀江 かず代 議員（6月16日）

（問）準要保護世帯への学校休業中の給食費相当額の支援が必要と考えるが、4月、5月へ遡っての支給について見解を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

（答）本市が実施している就学援助事業は、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、小・中学校で教育を受ける上で必要となる学用品や学校給食等の諸経費を援助するものである。

このうち、学校給食に係る就学援助については、給食の実施に伴い保護者が支払う額を支給対象としており、臨時休業期間中における家庭等での昼食代に対して、給食費相当額を支給して支援を行うことは考えていない。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方に対する生活支援については、本市独自の制度として、ひとり親の子育てを支援する事業の拡充などに努めているところであり、ご理解をお願いする。

（問）家計が急変した世帯への支援策について問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

（答）就学援助の認定の可否については、通常は、申請時点の前年度所得をもとに審査しているが、新型コロナウイルス感染症の影響により、家計が急変した世帯から申請があった場合には、例外的に審査基準を変更するなど、対応を検討してまいりたいと考えている。

（問）学校や家庭におけるICT環境の整備や支援が必要と考えるが、今後の取組を問う。

＜教育総務課：事務局長答弁＞

（答）本市ではこれまで、文部科学省の「ICT環境整備方針」に基づき、ハイブリッドパソコン、実物投影機、プロジェクタ、プログラミング教材、校務支援システムなど、順次、ICT環境の整備を進めてきたところである。

また、昨年12月に文部科学省より示された「GIGAスクール構想」に則り、高速大容量通信に対応するための校内通信ネットワークの改修や無線LANの整備、小学校5、6年及び中学校1年の児童生徒1人1台端末の配備について、3月議会において議決を得て、現在、着手しているところである。

こうした中、国では、新型コロナウイルス感染症対策として、「GIGAスクール構想」におけるハード・ソフト・人材を一体とした整備を加速させ、緊急時においてもICTを活用することにより、全ての子どもたちに「学びの保障」ができる環境の早期実現を目指し、令和2年度の追加予算の措置がなされたところである。

市教育委員会としては、この「GIGAスクール構想の加速による学びの保障」に則り、1人1台端末の整備について、令和5年度までの段階的な配備計画を前倒しし、令和2年度中の配備完了を目指すこととした。また、学校の臨時休業等の緊急時においても、子どもたちの家庭における学びを保障するため、Wi-Fi環境が整っていない就学援助等を受けている家庭へのモバイルルータの貸与やその通信に要する費用を支援することとし、補正予算案に計上しているところである。

今後、更なるICTの活用により、子どもたちが継続して安心安全に学習できるよう、学校や家庭におけるICT環境の整備や支援に努めるとともに、児童生徒の情報活用能力の育成及び情報モラルに関する教育の充実を図りながら、オンライン学習の一層の促進に努めてまいりたいと考えている。

③会派 誠政 尾上 一彦 議員（6月17日）

（問）長期の臨時休業に備え、授業時間を回復するための基準の必要性について、見解を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

（答）学校教育法施行規則第51条及び第73条には、小・中学校の各学年が1年間に行わなければならない標準授業時数が定められており、市教育委員会としては、それに基づき必要な授業時間の回復・確保に努めることとしている。

本市においては、4月13日から5月31日まで、臨時休業の措置をとったところであるが、6月以降、臨時休業等がなく、通常どおり授業を行うことができた場合、夏休みを短縮したり、各学校が行事等を簡素化、場合によっては中止するなどの対応をとることにより、現在のところ、年間の標準授業時数を確保することができる見込みである。

（問）今後さらに、臨時休業が必要となった場合の授業時間確保に向けての対応策について問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）市教育委員会としては、今後さらに学校を臨時休業せざるを得ない状況となった場合には、

- ・授業の1単位時間を、45分から40分に短くするなどしたうえで、1日あたりの授業数を、例えば1日6限を7限に増やすといった時間割編成の工夫
- ・学校行事のさらなる見直し
- ・冬休みや春休み等の長期休業期間の短縮
- ・土曜授業の実施

などを行い、必要な授業時数を確保することも検討する必要があると考えている。

なお、文部科学省の通知では、必要な対応を行っても、年度当初に予定していた内容の指導を本年度中に終えることが困難な場合、次年度の学年に組み込むといった教育課程を編成することができるとしている。

しかしながら、市教育委員会としては、本市の児童生徒が進学や進級、場合によっては他県等への転出の際に、不利益とならないようにするために、できる限り本年度中に当該学年の学習内容を履修できるよう、必要な授業時数を確保し、児童生徒の学びを保障してまいりたいと考えている。

(問) エアコンが設置されていない教室もあるが、夏季に授業を行う場合の対策について問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 本年5月末までに本市の全小・中学校の普通教室にはエアコンが完備されており、一部の特別教室にもすでにエアコンが設置されている。

暑い時期にこれらの教室にクラスの全児童生徒が入って授業を行う場合には、エアコン作動中であっても30分に1回程度の教室内の換気をしたり、児童生徒同士の距離をできる限り確保する机の配置を工夫するなどの対策をとっていく。

また、学習内容によって少人数で分散して授業を行う必要がある場合には、エアコンが設置された特別教室等を効率よく利用していく。

(問) 部活動の再開や代替大会等について、今後の考え方を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 新型コロナウイルス感染拡大による臨時休業等の影響で、運動部活動に所属する中学生が目標としてきた全国中学校体育大会の中止に伴い、その予選を兼ねる県や市の大会等が中止となっている。

6月1日の学校再開当初、本市中学校の部活動については、生徒の感染予防及び怪我防止の観点から、当面、実施しないこととしていた。

しかしながら、市教育委員会としては、生徒のスポーツに対する意欲や情熱、また体力向上や健全な心身の育成の観点からも、運動する機会を段階的に確保する必要があると考えて、本市中学校においては、6月15日から部活動を再開した。

その再開にあたっては、

- ・運動不足気味の生徒がいることや、気温や湿度が高まる時期であることから、6月15日から26日までは活動時間を1時間程度とする
- ・6月29日以降は、段階的に活動時間を長くしたり、活動の範囲を広げたりするなど、生徒の身体への負担や怪我及び熱中症の防止に配慮するよう通知したところである。

また、各種大会は中止となったが、これまで努力を重ね、体力や技術の向上を図ってきた生徒が成果を発揮できる機会は必要であると認識している。今後、安全対策を講じた上で交流試合等の開催は可能と考えており、主催団体等から開催の意向が示されれば、市内における感染状況を注視しながら、適切に協力してまいりたいと考えている。

④日本共産党 赤星 ゆかり 議員（6月17日）

（問）今後、第2波、第3波が来た場合、児童・生徒、教職員に感染者が発生した場合のガイドラインなどの策定が必要ではないか。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

（答）これまで本市では、令和2年2月27日付けの富山県教育委員会からの通知により、児童生徒又は教職員に感染者が発生した場合には、感染拡大の防止を図る観点から、その学校は原則、感染した児童生徒等が登校しなくなった日の前日から起算して14日間の臨時休業とするとしていた。

市教育委員会では、この度の6月1日からの学校再開にあたり、専門医の意見を参考にしながら、新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者が特定された場合の対応の基準について、「学校再開に向けたガイドライン」を作成し、全小・中学校に周知したところである。

そのガイドラインでは、各学校において、できる限りの感染拡大防止の対策を講じた上で、

- ・児童生徒又は教職員に感染者が判明し、学校外での感染が明らかな場合は、当該者に対して出席停止の措置をとる
- ・児童生徒又は教職員に感染者が複数名判明し、感染経路が学校内の場合、当該校の全部、又は一部の臨時休業の措置をとる

などとしているが、いずれの場合においても、保健所等と協議の上、ケースバイケースで対処していく。

（問）本市では、夏休みを10日間とした根拠を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

（答）学校教育法施行規則第51条及び第73条には、小・中学校の各学年が1年間に行わなければならない標準授業時数が定められている。

本市においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今年度は、4月13日から5月31日まで、臨時休業の措置を講じたところである。

この臨時休業により欠けた授業時数を補うために、行事の簡素化等を行い、夏休みを10日間に短縮することとしたものであり、これにより今後、インフルエンザや自然災害等による臨時休業の措置が加わったとしても、若干のゆとりをもって各学年の標準授業時数を確保できる見込みである。

（問）負担軽減のために、さらにスクール・サポート・スタッフを採用し配置すべきではないか。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

（答）本市における新型コロナウイルス感染拡大の影響で、臨時休業が長期化したことにより、各学校においては、学習の遅れを取り戻すことが喫緊の課題となっており、さらには、感染予防のための消毒・検温等のさまざまな業務も増加していることから、教員の負担がますます大きくなっている。

こうしたことから、スクール・サポート・スタッフの配置を増やすことは、教員の負担軽減に有効であると考えている。そうした中、文部科学省では、新たに緊急スクール・サポート・スタッフの配置の予算を計上し、本市においても、スクール・サポート・

スタッフが未配置のすべての小学校に追加配置されることになっている。

本来、スクール・サポート・スタッフの業務は、パソコン入力事務やプリントの採点、印刷業務などの「教員の補助」であるが、今回の緊急スクール・サポート・スタッフの業務については、それらに加え、感染予防のための消毒作業やトイレ清掃、給食の配膳なども可能となっている。

市教育委員会としては、学校から、自治振興会等の地域の方々への協力依頼やPTAを通して保護者や保護者OBへの働きかけを依頼し、学校、地域、保護者と協力しながら、緊急スクール・サポート・スタッフの人材確保に努めているところである。

(問) 今後、全ての特別教室にエアコン設置を目指すべきと考えるが、見解を問う。

<学校施設課：事務局長答弁>

(答) 本市の小・中学校の特別教室等へのエアコン設置については、まずは、体調のすぐれない子どもたちが休む保健室や、防音等のため窓を閉め切る必要がある特別教室（図書室、音楽室及びコンピュータ室）などに、設置を進めてきた。

その後、平成30年の記録的な猛暑を受け、小・中学校の普通教室等へのエアコン設置に取り組み、令和元年8月までに全ての中学校、先月までに全ての小学校でエアコン設置を完了している。

市教育委員会としては、近年の夏季における気温上昇や、学校での新型コロナウイルス感染症への感染リスク低減対策などを踏まえ、エアコン未設置の教室等への設置の必要性は高まっているものと認識している。

今後は、児童生徒の減少に伴う普通教室の減少や、小・中学校の再編も想定されるなか、これまでに設置してきたエアコンに余剰が発生することが見込まれることから、それらに移設することを含め、未設置の教室等へのエアコン設置を検討してまいりたいと考えている。

⑤光 上野 蛸 議員（6月17日）

(問) 他都市では、傘さし登校を推奨するなど、3密を避けつつ、児童の健康を守ろうとする対策がなされ始めているが、本市の対応を問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 傘さし登校については、全国のいくつかの小学校において、直射日光を遮ることや、傘を広げた分の間隔がとれることで人との密が避けられるなどの利点があるとして、取り入れている学校があると承知している。

本市の小学校では、日ごろより、登下校時に、交通事故防止や熱中症予防などを目的として、黄色の安全帽を着用するよう指導するとともに、新型コロナウイルス感染予防対策として、マスクの着用や会話を控え、友だちとの間隔を空けることについて指導しているところである。

また、夏季の登下校時においては、熱中症の健康被害が発生することも危惧されることから、

- ・人と人との距離を2メートル以上確保し、適宜マスクを外す
- ・登下校中においてもこまめに水分の補給をする
- ・気分が悪くなった場合は、すぐに見守り隊等に声をかける

などの配慮事項について児童及び保護者に周知している。

なお、日差しを遮る目的の傘をさしての登下校については、片手がふさがったり、視界が狭くなる、特に低学年児童にとっては、朝夕の強風でふらついたりするなど、交通事故等の危険性も生じることから、一律に推奨するものではないと考えている。

(問) マスクの着用は、熱中症を誘発しやすいとの指摘があるが、見解を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 本市では、新型コロナウイルス感染症に関する適切な対策を検討し、推進するため「富山市立学校新型コロナウイルス感染症対策検討会議」を設けた。

この会議の委員である医師からは、夏季の気温、湿度が高い中においてマスクを着用すると、吐いた息を再び吸い込むことになるため、体内に熱がこもりやすく、熱中症のリスクが高くなる恐れがあるとの指摘を受けており、何らかの対応が必要であると考えている。

このため、市教育委員会としては、今ほど申し上げた対応を行っているところである。

(問) 3月の休業期間において、地域児童健全育成事業の活用について、こども家庭部とどのような連携を図っていたのか。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 3月の休業期間において、こども家庭部から、地域児童健全育成事業について、各小学校に臨時的に開放できる場所の提供や教員の協力に関する依頼があり、市教育委員会では、各学校に積極的に協力するよう働きかけた。

その結果、各小学校においては、

- ・密閉・密集・密接の3密を避けるために体育館やグラウンド、図書室などの施設の提供
- ・学校の教員が子どもたちの支援に関する専門家として、地域児童健全育成事業の定期的な見回りや、学習進捗の確認

などを行ったところである。

(問) スクールサポーターにとって、地域児童健全育成事業や放課後児童健全育成事業で兼業することは有益だと考えるが、見解を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 本市では、特別な配慮を要する児童生徒に対する学習支援や担任の補助を行うことを目的として、教育委員会の定める小・中学校にスクールサポーターを配置している。

このスクールサポーターが、地域児童健全育成事業や放課後児童健全育成事業で子どもと関わることは、異学年と交流する姿や指導員との交わりの姿に接するなど、日常の学校生活とは違う子どものいろいろな面を理解することにつながり、子ども一人ひとりの実態に合わせた支援に活かすこともできると考えている。

しかしながら、スクールサポーター本人の就業の都合やそれぞれの事業の実施主体ごとの雇用の問題など、課題もあると考えている。

(2) 博物館等の在り方について

①自由民主党 泉 英之 議員（6月17日）

(問) 富山駅高架下スペースにおいて博物館等が有する作品等を市民や来県客に無料で観覧してもらってはどうか。

＜生涯学習課：事務局長答弁＞

(答) 郷土博物館や科学博物館等が所有する資料や作品等について、施設外での展示が実現できれば、観光客やこれまで施設に足を運ばなかった市民の関心を高める方策の一つになると考えられる。

しかしながら、博物館等の資料等は、紙や漆、昆虫の標本など、温度や湿度、紫外線、振動に脆弱なものがほとんどであり、展示環境が整っていない場所での展示に適していないことから、駅高架下での資料等の展示観覧は難しいものと考えている。

なお、富山駅には、市が所管するデジタルサイネージやポスター掲示スペースが設置されており、シティプロモーションなどの情報を発信しており、博物館等の常設展や企画展、また、所有する貴重な資料などの情報について、こうした媒体やスペースを活用することで、観光客を含めた富山駅利用者等に周知することは可能であり、今後、検討してまいりたいと考えている。

(問) 教育委員会は学校教育等に特化専念し、博物館等を市長部局に移管させてはどうか。

＜生涯学習課：事務局長答弁＞

(答) 公立の博物館等については、これまで、博物館法等により、教育委員会の所管に属するものとされていたが、令和元年6月に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第9次地方分権一括法）により、教育委員会が所管する公立の博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関について、まちづくり、観光など他の行政分野との一体的な取組の推進のために、地方公共団体がより効果的と判断する場合には、条例により市長部局の所管とすることが可能となった。

現在、郷土博物館や科学博物館などにおいては、専門の学芸員を配置し、歴史や科学、文化など、おのおの施設の目的に応じたテーマによる企画展示を行い市民や観光客に情報を提供するとともに、これらの施設は、貴重な資料の収集・保管や学術研究を行うなど、後世に資料等を継承する役割を担っている。

博物館等の市長部局への移管は、まちづくりや観光的な関わりなど、総合的な政策と連携がとりやすくなるなどメリットもあるが、各施設は、これまでも、児童生徒が学習の場として訪問し、学校教育においても地域の歴史や文化を学ぶ場として長い間活用されてきた貴重な教育機関でもある。

こうしたことから、博物館等の市長部局への移管については、それぞれの施設設置の経緯や現状、将来の活用方策などを見据え、今後、慎重に調査研究してまいりたいと考えている。

(3) 暮らしの応援について

①公明党 松井 桂将 議員（6月17日）

(問) 図書館の充実に向けた今後の取組について問う。

<図書館：事務局長答弁>

(答) 富山市立図書館は、本館・地域館の7館及び、こども図書館を含む18の分館を合わせて中核市最多となる25館（中核市平均5館）を有しており、これらの施設から半径2km以内には、市民の約80.3%が居住している。さらに、これらの施設から離れた地域には、自動車文庫等が巡回を行うことで、市内全域にわたりきめ細かなサービスを展開している。

また、毎年約40,000冊の多種多様な分野の図書を継続的に購入して蔵書の充実を図っているほか、館ごとの利用者のニーズに応じて適切な蔵書の配置に努め、図書館全体で魅力ある蔵書構成となるよう取り組んでいるところである。

さらに、以前より蔵書の情報をオンライン化し、インターネット予約を可能としているほか、外出が困難な障害者の方への市負担による郵送貸出や、自動車文庫により、各地域や高齢者福祉施設・病院・小学校等144カ所へ巡回して貸出を実施しており、来館することなく受けられるサービスの充実にも努めている。

なお、緊急事態宣言解除後の5月18日から貸出し業務を再開したが、図書館での滞在時間の短縮や新たな本との出会いの機会創出を目的に、あらかじめ司書が選んだ図書3冊を1つの袋につめた「TAKE OUT BOOKS」（福袋を模したもの）を5月に実施したところである。

このように、これまでも図書館の充実に向けてきたところであるが、毎年実施している利用者へのアンケート調査などにより、市民のニーズの把握に努めながら、今後とも、より魅力ある図書館となるよう努めてまいりたいと考えている。

(4) 防災対策の着実な推進について

①公明党 松井 桂将 議員（6月17日）

(問) 学校体育館への空調機設置について見解を問う。

<学校施設課：事務局長答弁>

(答) 学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であるが、災害時には避難所としての役割も果たす重要な施設である。本市においても児童生徒の熱中症対策及び学習環境の改善等のため、小・中学校の普通教室や特別教室等へのエアコン設置を進めてきたところであり、先月には全ての小・中学校の普通教室にエアコンの設置が完了したところである。

体育館への空調設置についても、猛暑による熱中症対策に有効な手段であると考えているが、大きな空間の空調には、大きな出力や風量が必要となるほか、式典や競技などへの影響を考慮し、設置場所や風向き、断熱等を考慮する必要があるとあり、設置や施設改修の整備費用、ランニングコスト等において検討すべき課題が多くある。

市教育委員会としては、体育館への空調設置について、他都市の状況なども参考としながら、今後、研究してまいりたいと考えている。

(問) 災害時における小・中学校のエアコンの動力源として、ガスの備蓄システムの導入やバックアップ電源の確保について見解を問う。

＜学校施設課：事務局長答弁＞

(答) 避難所ともなりうる学校施設のエアコンについては、大規模災害発生時に電気や都市ガスの供給が途絶した場合の対策も非常に重要なことと考えている。

特に、東日本大震災以降、災害対策としてエネルギー供給源を複数組み合わせ分散化することや、バックアップ体制を確保することが求められており、本市の学校施設のエアコンの動力源を選定するにあたっては、電気、都市ガス、プロパンガス等、複数の供給源及びバックアップ体制を地域の実情も考慮し整備してきたところである。

例えば、都市ガス供給エリアについては、主に都市ガスを採用し、都市ガス供給エリア外については、地域別に拠点となる学校を決めてプロパンガスを採用している。また、都市ガスが途絶した事態に備え、プロパンガスに切り替えることで稼働が可能な方式も採用しているところである。

さらに、停電により電力供給がストップした場合でも、本市では災害時における発電機等の機材供給に関する協定を締結していることから、これらの機材の活用により、非常用電源で一定程度、エアコンの稼働ができるものと見込んでいる。

市教育委員会としては、大阪市のような燃料備蓄システムとは異なるものの、エネルギー供給源の分散化やバックアップ体制の確保に努めているところであり、今後とも、安全・安心な学校施設の整備を着実に進めてまいりたいと考えている。

新型コロナウイルス感染症対策に係る対応について

[教育総務課]

(1) 趣旨

新型コロナウイルス感染症対策に係る、教育委員会の対応について報告するもの。

(2) 学校（園）の休業・再開状況

ア. これまでの経過について

小・中学校	幼稚園・認定こども園
3月3日～3月13日まで臨時休業	通常どおり保育を実施
3月16日から再開	
春季休業：3月25日～4月5日 (4月6日から始業)	春季休業：3月25日～4月5日 (4月6日から始業) ※認定こども園の2号・3号は休業なし
4月13日～5月31日まで臨時休業	4月17日～5月31日まで臨時休業 ※認定こども園の2号・3号は登園自粛を依頼
5月25日～5月29日まで分散登校実施	5月25日～5月29日まで分散登園実施
5月26日 第1回 富山市立学校新型コロナウイルス感染症対策検討会議	
6月1日から再開	6月1日から再開
給食：6月10日から個包装での給食開始	給食：6月10日から個包装での給食開始
6月15日 第2回 富山市立学校新型コロナウイルス感染症対策検討会議	
部活動（中学校）：6月15日から再開	
夏季休業：8月8日～8月17日（予定）	夏季休業：7月21日～8月31日（予定）

イ. 今後の対応について

学校（園）においては、引き続き3つの条件（密閉・密集・密接）が同時に重なることを徹底的に回避するなどの感染症対策を行うとともに、「富山市学校再開ガイドライン」（R2.5.18作成）や、感染症対策検討会議からの助言等に基づきながら運営する。

(3) 社会教育施設等の休館・再開状況

公民館、図書館、科学博物館などの社会教育施設等については、4月14日から順次臨時休館としたが、5月18日以降、一部利用制限を設けるなど感染症対策をとりながら順次再開し、6月1日をもって全ての施設が開館している。

※休館・再開時期及び利用制限の内容は、施設により異なる。

夏だ！
お化けだ！！
幽霊だ!!!



近年は、連日猛暑日が続く厳しい夏が当たり前のようになっています。そんな中、今年は夏の風物詩でもある幽霊や妖怪など、館蔵資料の中から、見ていると涼し〜くなる版画や絵画などを集めて紹介します。

会 期 令和2年7月18日（土）～9月13日（日）

休館日 9月9日（水）
開館時間 9：00～17：00（入館は16:30まで）
会 場 富山市郷土博物館（富山城）
観覧料 大人210円 高校生以下は無料



富山市郷土博物館
TOYAMA MUNICIPAL FOLK MUSEUM



〒930-0081 富山市本丸1-62 富山城址公園内
TEL:076-432-7911 FAX:076-432-8060
<http://www.city.toyama.toyama.jp/etc/muse/>

その他11

富山ゆかりの 美術



2020年

7月11日[土] — 9月27日[日]

開館時間：9:00～17:00（入館は16:30まで）

休館日：7月21日（火）

観覧料：個人大人210円、団体大人170円、
高校生以下無料

主催：富山市教育委員会（富山市佐藤記念美術館）

富山市佐藤記念美術館

〒930-0081 富山市本丸1-33（富山城址公園内）
TEL. (076) 432-9031 FAX. (076) 432-9080

左上より：「色漆草紋掛鏡」（部分）山崎覚太郎、「木象嵌 林和靖図屏風」（部分）中島李堂、「小杉笏 緑袖鴨徳利」、
「麗日孔雀図」石崎光瑤、「柚田青貝細工 八角食籠」（部分）

7/11〔土〕▽
9/27〔日〕

富山ゆかりの美術

富山には昔から、歴史と風土に培われ、多くの職人の手によって受け継がれてきた様々な工芸品があります。国指定の伝統的工芸品である高岡銅器や井波彫刻、県指定の伝統工芸品である越中瀬戸焼や富山木象嵌などは、富山のすぐれたものづくりの歴史を示す、代表的な存在といえるでしょう。それ以外にも、県内には陶芸、木工、漆工、金工などの分野で、多くのすぐれた工芸品が伝わっており、大部分は江戸時代以前にその発祥をさかのぼることができます。

一方、絵画のほうに目を向けると、江戸後期に京都画壇で活躍し、岸派の祖となっ

た岸駒が、富山ゆかりの絵師として最初に挙げられます。他にも、岸駒と同じく京都を活躍の舞台とした吉田公均、富山藩の御用絵師から明治の中央画壇に進み、鑑画会のメンバーとなった木村立嶽などが、江戸後期から明治前半期の画家として知られています。その後、後に続く越堂、竹坡、国観の尾竹三兄弟や、南砺市出身の石崎光瑠らは、明治後半以降に、文展や帝展といった政府主催の公募展で活躍した画家たちです。かれらは富山出身の画家として、それぞれ独自の画風を確立し、近代日本画の発展に貢献しました。

本展では、当館および富山市郷土博物館の所蔵品を中心に、富山にゆかりのある工芸品や絵画、約四十点を展示します。この機会に、富山の美術の歴史とひろがりを再確認し、その質の高さに触れてみてください。



1



4



5



6



2



3



7

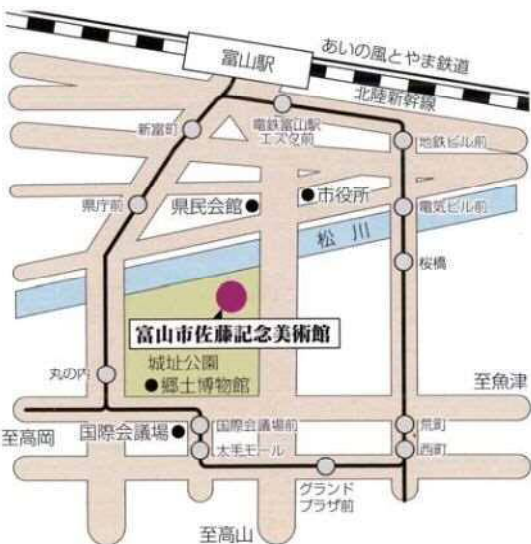


8



9

1「麗日孔雀図」(部分)石崎光瑠、大正5年 2「越中瀬戸焼茶碗 銘 之奈謝可流」江戸時代 3「色漆草紋掛鏡」山崎覚太郎、昭和4年
4「城端時絵 鯉鸞草文木瓜盆」十二代 小原治五右衛門白晁、明治時代 5「小杉焼 緑釉鴨德利」江戸時代 6「聖徳太子像」佐々木大樹、大正12年
7「唐子遊図象嵌香炉」民野照親、江戸～明治時代 8「杉田青貝細工 八角食籠」江戸時代 9「打出水注」宮島信行、明治時代



お城の見えるカフェ

日本庭園越しに富山城を望みながら、珈琲やお抹茶をお楽しみください。

- 営業時間：10:30～16:30 (L.O 16:00)
- 定休日：毎週火曜～木曜 (その他、美術館の休館日に準ずる)
- お問い合わせ：(一社) 地域・観光マネジメント (Tel. 076-471-6103)
- ◎ 営業時間、定休日などは時季によって変更となる場合があります。



交通案内

- 富山駅から徒歩15分
- 市内電車「国際会議場前」下車 徒歩3分
- 地鉄バス「城址公園前」下車 徒歩2分
- 富山空港より連絡バスで20分
- ぐるっとBUS「城址公園」下車 徒歩2分
- 北陸自動車道 富山I.C.より車で15分
- ◎ 当館に駐車場はございません。最寄の駐車場(有料)は城址公園地下駐車場です。



富山市佐藤記念美術館

〒930-0081 富山市本丸1-33(富山城址公園内)
TEL. (076) 432-9031 FAX. (076) 432-9080



TOYAMA INTERNATIONAL GLASS EXHIBITION 2021

作品募集

富山ガラス大賞展 2021

募集期間 2020年7月1日(水)～2020年12月10日(木)

- 大賞 (Grand Prize) 1点 (3,000,000円)
- 金賞 (Gold Prize) 1点 (1,000,000円)
- 銀賞 (Silver Prize) 5点 (200,000円)
- 審査員特別賞 (Special Judges' Prize) 2点 (100,000円)

主催 富山ガラス大賞展実行委員会、富山市、富山市ガラス美術館

TOYAMA INTERNATIONAL GLASS EXHIBITION 2021

富山ガラス大賞展 2021

このたび、「富山ガラス大賞展2021」を富山市ガラス美術館で開催します。
本展は、世界における現代ガラス芸術の最新の成果を集め、
その発展に貢献するために開催されるトリエンナーレ形式の国際公募展です。
2018年に、世界46の国と地域から1,110点の応募があった初回に次いで2度目の開催となります。
造形表現の新たな展望を開く作品の応募をお待ちしています。

作品募集

募集期間 2020年7月1日(水)～2020年12月10日(木)

応募資格 国籍、年齢問わず応募できます。

出品料 無料

作品規定

1. ガラスを主体とした芸術作品とします。
2. ジャンルや機能は問いません。
3. 2018年4月以降に制作された作品とします。
4. 他の公募展に応募していない作品とします。
5. 1人(1グループ、1団体)2点までとします。
6. 応募作品は、著作権、所有権が応募者に帰属するものとします。
7. 応募作品が、第三者の知的財産権、著作権を侵害しないこと、作品中に使用されるマーク、美術、映画、写真、映像、プログラムおよび音楽等については、必ず知的財産権者の許諾を得た上で応募してください。第三者からの権利侵害、損害賠償等の主張がなされたとしても、応募者が自らの責任で対処することとし、主催者は一切の責任を負いません。
8. 作品のサイズは1点(組)につき、高さ・幅・奥行の総計が240cmを超えないものとします。
9. インSTALLATIONの場合、作品を設置したときの床面積(作品を設置するために、特別な器具や装置などを取り付ける場合は、それらすべてを含めた大きさ)が9㎡、高さが3.3mを超えないものとします。
10. 作品の重量は、100kg以下とします。
11. 作品の設置に特別な器具や装置(照明装置、プロジェクター、モニター、変圧器など)を必要とする場合は、あらかじめそれが作品に取り付けられていることとします。
12. 映像作品については、ガラスが主要な役割を果たしているもの、または、ガラスを用いたパフォーマンス作品に限ります。映像の長さは1分以内とします。
13. 富山市ガラス美術館が持ち込みを禁止している動植物、火気、危険物などを使用していないものとします。
14. 応募作品は公序良俗に反しないものに限ります。

応募方法

以下の「富山ガラス大賞展2021」公式ウェブサイトからご応募ください。

→ www.toyama-glass.jp

賞

大賞 (Grand Prize)	1点 (副賞3,000,000円)
金賞 (Gold Prize)	1点 (副賞1,000,000円)
銀賞 (Silver Prize)	5点 (副賞200,000円)
審査員特別賞 (Special Judges' Prize)	2点 (副賞100,000円)

※大賞と金賞の受賞作品は、富山市ガラス美術館に作品を寄贈していただくことが基本条件となります。※副賞は税を控除した金額を支払います。

審査

(1)1次審査

2021年2月20日(土)及び21日(日)に画像と応募資料の審査を行います。1次審査の結果をウェブサイト上で発表します。1次審査通過者には書面およびE-mailで審査結果を通知します。

(2)2次審査

2021年4月17日(土)及び4月18日(日)に実作品の審査を行い、各賞の選定をします。4月18日(日)には、講評会を開催し、受賞作品の結果発表を行います。

結果は、ウェブサイトに掲載し、報道機関に情報提供するほか、国内の主要な美術、デザイン、工芸関係の団体や海外ガラス専門誌等の様々なメディアに情報提供します。

審査結果は、2次審査出品者全員に書面およびE-mailで通知します。

※作品の返却は、入選作品を展示する展覧会「富山ガラス大賞展2021」の会期終了後になります。

展覧会

会期:2021年7月10日(土)～10月3日(日)

会場:富山市ガラス美術館

出品作品:入選作品

審査員 (アルファベット順、敬称略)

【1次審査】

ダイアン・C・ライト	トレド美術館暫定理事、 ガラス装飾美術担当上級学芸員
伊東 順二	富山市ガラス美術館名誉館長、 東京藝術大学社会連携センター特任教授、美術評論家
渋谷 良治	富山市ガラス美術館長
島 敦彦	金沢21世紀美術館長
スザンヌ・J・ヨンソン	デンマーク王立美術院企画ディレクター
ザン・リン	上海ガラス博物館、創業者、館長兼執行総裁

【2次審査】

秋元 雄史	東京藝術大学美術館館長・教授、 練馬区立美術館館長、美術評論家
デビン・マティス	アーバングラス事務局長
伊東 順二	富山市ガラス美術館名誉館長、 東京藝術大学社会連携センター特任教授、美術評論家
スージー・J・シルバート	コーニングガラス美術館、近現代ガラス学芸員
スヴェン・ハウシュク	フェステ・コーブルク・アートコレクション館長、 ヨーロッパ近代ガラス美術館学芸員
武田 厚	多摩美術大学客員教授、美術評論家

■お問い合わせ先

〒930-0062 富山県富山市西町5番1号 富山市ガラス美術館内 富山ガラス大賞展実行委員会事務局

E-mail: toyama-glass@city.toyama.lg.jp Website: www.toyama-glass.jp

■主催 富山ガラス大賞展実行委員会、富山市、富山市ガラス美術館